

ブリスベン日本商工会議所

# 豪州の観点から見たガバナンス

CLAYTON UTZ

クレイトン・ユッツ法律事務所  
パートナー 弁護士 加納寛之

2019年8月13日

© Clayton Utz

# TOPICS

1. 豪州会社法上の取締役の義務と責任
2. 取締役の個人責任が問題となるケース
3. 従業員による不祥事とマネジメントの責任
4. JV運営上の注意点
5. JV契約見直しのポイント

# TOPICS

## 1. 豪州会社法上の取締役の義務と責任

- (1) 義務や責任の根拠
- (2) 「取締役」とは
- (3) オフィサー
- (4) 義務の内容
- (5) 義務や責任を軽減する仕組み
- (6) 100%子会社の取締役

## 2. 取締役の個人責任が問題となるケース

- (1) Case 1 – 会社法上の義務違反
- (2) Case 2-1 – 労働安全衛生法違反  
Case 2-2 – フェア・ワーク法違反
- (3) Case 3-1 – 環境法違反  
Case 3-2 – 環境法違反

## 3. 従業員による不祥事とマネジメントの責任

- (1) 架空のCase
- (2) 不祥事防止策とインセンティブ

## 4. JV運営上の注意点

- (1) 架空のCase
- (2) 法人型JVの取締役の義務

## 5. JV契約見直しのポイント

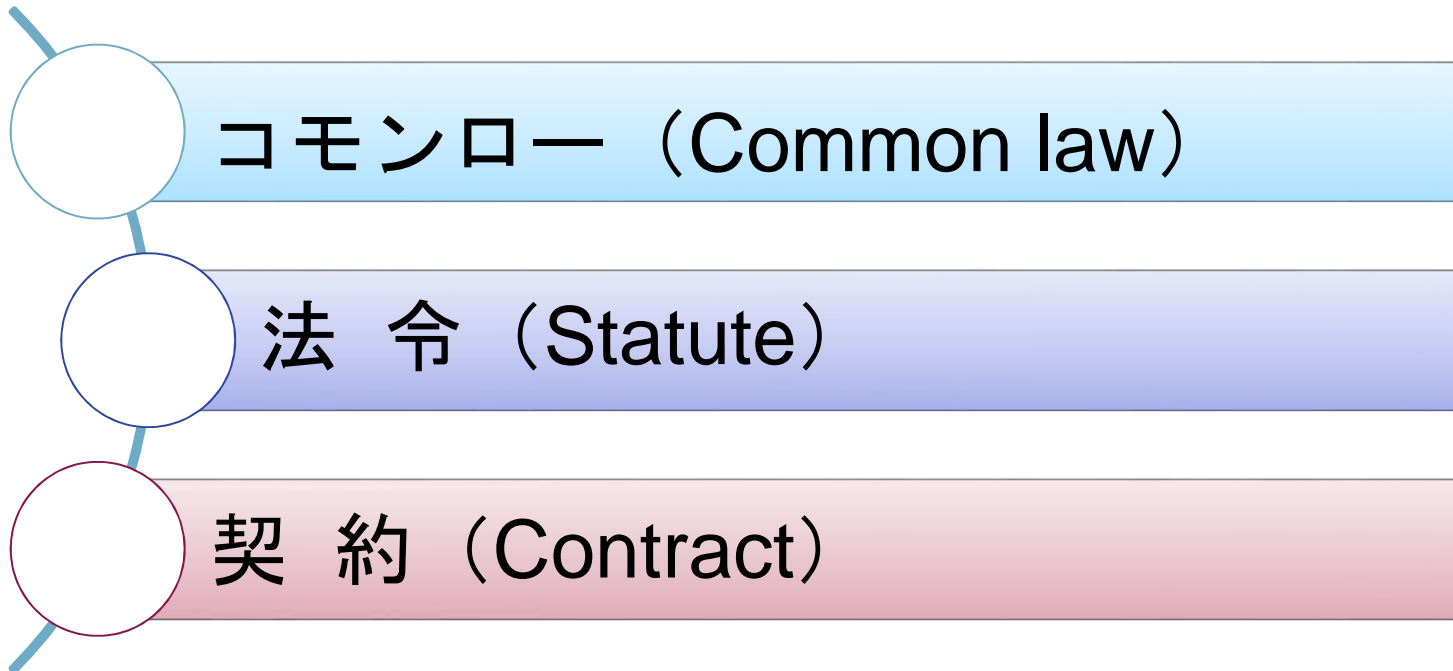
- (1) 概要
- (2) JV情報へのアクセス
- (3) JV参加者間のデッドロック/紛争解決
- (4) JVからの出口戦略

# TOPICS

1. 豪州会社法上の取締役の義務と責任
2. 取締役の個人責任が問題となるケース
3. 従業員による不祥事とマネジメントの責任
4. JV運営上の注意点
5. JV契約見直しのポイント

# 1. 豪州会社法上の取締役の義務と責任

## (1) 義務や責任の根拠



- 取締役が自己の利益ではなく会社の利益を追求し、ガバナンスを促進するために様々な義務が課されている

# 1. 豪州会社法上の取締役の義務と責任

## (2) 「取締役」とは



会社法上、正式に選任された取締役以外の者も「取締役」に該当することがある

### 事実上の取締役 (De Facto Director)

- 正式に取締役に選任されなくとも、取締役であるかのように行動する者

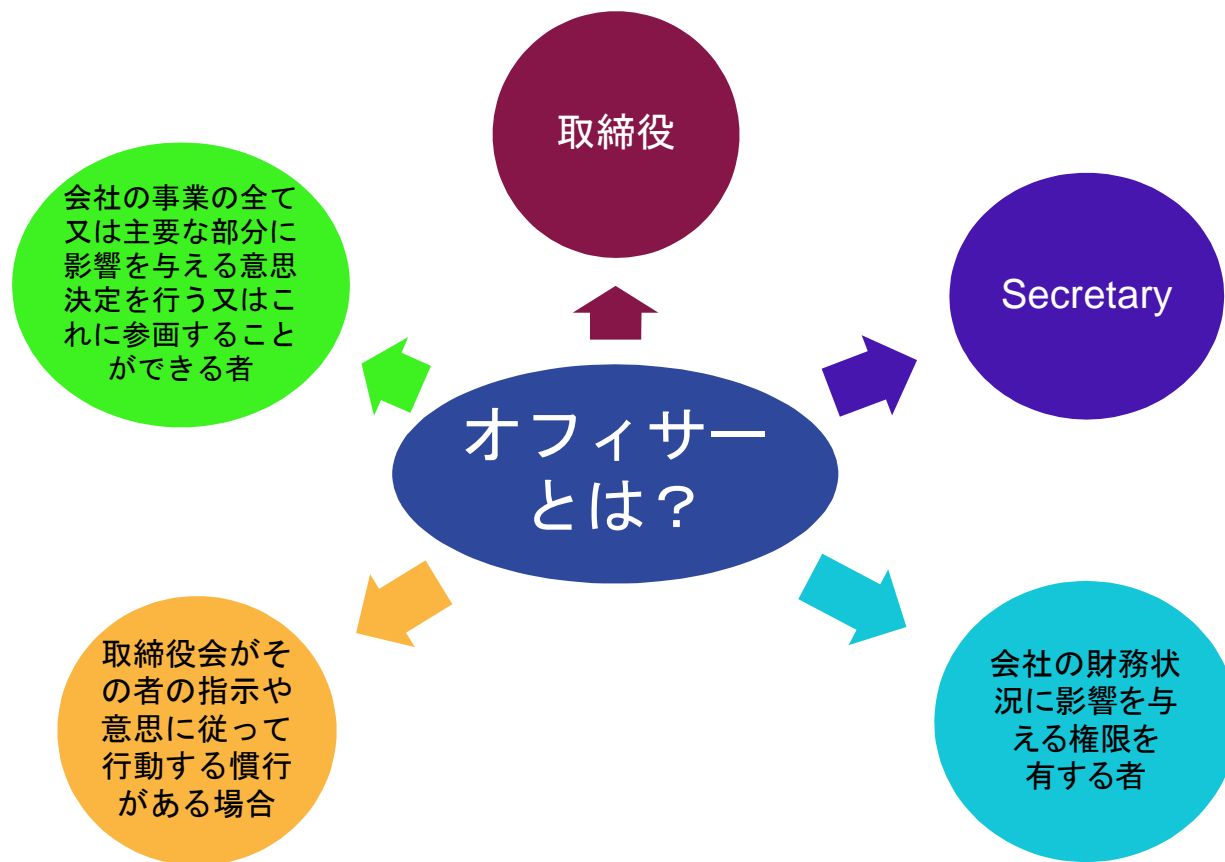
### 影の取締役 (Shadow Director)

- 正式に取締役に選任されていないが、取締役会がその者の指示や意思に従って行動することが慣行となっている者

# 1. 豪州会社法上の取締役の義務と責任

## (3) オフィサー

オフィサー（Officer）も同様の責任を負う



# 1. 豪州会社法上の取締役の義務と責任

## (4) 義務の内容

### Fiduciary Duties (コモンロー、会社法)

- 注意・技能・勤勉さ (Duty of care, skill and diligence)
- 誠実義務 (Duty to act honestly and in good faith)
- 正当な目的のための権限行使 (Duty to exercise powers for a proper purpose)
- 最善の利益のための権限行使 (Duty not to fetter discretions)
- 利益相反行為の回避 (Duty to avoid conflicts of interest)

### 違反時の衡平法上の救済

- 利益の返還 - 違反から生じた利益を会社に返還
- 衡平法的補償 - 違反の結果生じたあらゆる損失について会社に償還
- 差止め - 継続的な義務違反を防ぐため利用可
- 衡平法的損害賠償 - 義務が果たされていたであろう場合と同じ状況に会社を戻す (逸失利益も賠償)
- 利息 - 違反により利益を得た取締役は利息を会社に返還



# 1. 豪州会社法上の取締役の義務と責任

## (4) 義務の内容

### 会社法上追加で課されている義務

- 取締役の地位や職務遂行の過程で入手した情報の不当利用の禁止 (Duty not to improperly use position/information)
- 財務報告書や取締役報告書の作成義務 (Duty to comply with accounting and reporting requirements)
- 破産取引の阻止義務 (Duty to prevent insolvent trading)
- インサイダー取引の禁止 (Duty not to engage in insider trading)
- 重要な利害関係の開示 (Duty to disclose material personal interests)

➡ 刑事罰 (5年以下の懲役)、民事制裁、会社に対する賠償、会社経営の禁止、差止命令、第三者に対する賠償の責任を負うリスク

# 1. 豪州会社法上の取締役の義務と責任

## (4) 義務の内容

### 会社法以外の法令遵守義務

- 税法、競争法、労働安全衛生法（マイニングに関連する特別法として、Coal Mining Safety & Health Act 1999 (QLD)等）、環境法、 etc...



- 豪州の法令では、会社による法令違反＝取締役も法令違反ありとみなされる場合が多いことに要注意（Executive Officer liability）  
(e.g.) Environmental Protection Act 1994 (Qld) s493

会社の違反行為に影響を及ぼす立場にないこと or 違反防止のためにあらゆる合理的措置を尽くしたことを立証しない限り、会社の違反＝取締役の違反



- 法令違反により会社に損害を与えた場合、法令上の罰則に加え、会社法上の義務違反（善管注意義務違反）を理由に責任追及されるおそれ

# 1. 豪州会社法上の取締役の義務と責任

## (5) 義務や責任を軽減する仕組み

注意と勤勉さの義務（Duty of care, skill and diligence）について

### 経営判断原則（Business Judgement Rule）

以下の条件を満たせば経営判断における注意と勤勉さの義務を尽くしたと評価

- 正当な目的のために誠実に経営判断が行われたこと
- 判断事項について取締役に重要な個人的な利益がないこと
- 取締役が適切と信じる程度に判断事項に関する情報を取得したこと
- 経営判断が会社の最善の利益に適うと合理的に信じたこと

### 信頼と委任（Reliance and delegation）

- 取締役は、有能で信頼できる従業員、有能な専門家、他の取締役や委員会の助言に合理的な程度に依拠することが可能
- 有能で信頼できる従業員に職務を合理的な範囲で委任することも可能だが、内規等の整備・改定、受任する従業員を適切に監督する体制を構築する必要あり

# 1. 豪州会社法上の取締役の義務と責任

## (5) 義務や責任を軽減する仕組み

### D&O保険

- D&O保険に加入することによって、一定の場合の取締役の責任を補填することができる



#### D&O保険は万能ではない

- 会社法は、意図的な違反や、取締役の地位や職務遂行の過程で知った情報を濫用した場合をカバーする保険の保険料の支払いを禁止している
- 保険会社ごとに様々な除外事項が設けられており、保険でカバーされる範囲が限定されている
- 金銭的な補填が得られる場合でも、たとえば会社法違反を理由とする一定期間の経営禁止などの不利益は生じ得る

# 1. 豪州会社法上の取締役の義務と責任

## (6) 100%子会社の取締役

### Q. 子会社の利益ではなく親会社の利益に配慮してよいか？

- 原則：子会社に対する義務 > 親会社に対する義務
- 例外：以下の要件を満たせば、取締役の権限行使が親会社の利益のためであり、子会社自体の最善の利益とならない場合であっても、子会社の利益のために善管注意義務をもって職務を遂行しているとみなされる
  - 1) 100%子会社であること
  - 2) 定款に「100%株主である親会社の利益のために行動する」旨を明記すること
  - 3) 子会社が支払不能状況でないこと、またはならないこと
- なお、債権者の利益にも配慮が必要

cf. 100%子会社以外（JV）の場合は後述

# 1. 豪州会社法上の取締役の義務と責任

## (6) 100%子会社の取締役

Q. 唯一の株主である親会社（日本本社）が責任追及してくる見込みはないから安全...？

1. 法令違反による責任は免れない（個人責任が定められている場合）
2. 親会社（日本本社）取締役は、子会社（豪州現地会社）を管理・監督する義務を負担  
＝豪州子会社取締役の義務違反・不祥事が、日本の親会社取締役の義務違反になるおそれ  
（ひるがえって、親会社として子会社取締役に責任追及せざるを得ない場面もでてくるおそれ）

cf. 100%子会社以外（JV）の場合は後述

# TOPICS

1. 豪州会社法上の取締役の義務と責任
2. 取締役の個人責任が問題となるケース
3. 従業員による不祥事とマネジメントの責任
4. JV運営上の注意点
5. JV契約見直しのポイント

## 2. 取締役の個人責任が問題となるケース

### (1) CASE 1 – 会社法上の義務違反

#### 事案の概要

- 中国でOil&Gas事業を営むHuayingのオーストラリア持株会社 Sinoが、2013年12月にASX上場
- 上場間もない2014年4月、目論見書記載の予想より利益が40%減少したことを公表
- ASICはSinoの開示義務違反と同社の当時の取締役会長であったShao氏の注意及び勤勉義務違反を追及
- Shao氏は上場手続に関してオーストラリア人である他の取締役、法務その他のアドバイザーに完全に依存しており、自身はオーストラリア法と英語を完全には理解できていなかったと反論



## 2. 取締役の個人責任が問題となるケース

### (1) CASE 1 – 会社法上の義務違反

#### 裁判所の判断

- 取締役は、注意及び勤勉義務に従って上場書類の正確性を期すために内容を理解する必要あり。翻訳文を得なかったことは義務違反
- 英語を理解できなかったことやアドバイザーに依拠したことは免責事由にならない
- 会社に80万ドルの罰金、Shao氏は20年間会社の経営禁止

#### 学ぶべきこと

- 上場会社の事例ではあるが、経営者として、言語の問題やアドバイザーへの完全な依存を理由に義務違反を免れることはできない点は非上場会社においても同じ

## 2. 取締役の個人責任が問題となるケース

### (2) CASE 2-1 – 労働安全衛生法違反

#### 事案の概要

- 被告人は屋根の施工会社の取締役
- 屋根の工事中に従業員がつかずいて約6メートルの高さから転落死
- 屋根で作業する従業員の転落防止のための柵を設置することを怠り、従業員を死亡または重大な傷害・疾病のリスクに晒してはならないという労働安全衛生法（Work Health and Safety Act 2011）31条が定める義務に違反したとして刑事訴追
- 会社では、柵を設置する代わりに、屋根の端で作業する従業員にハーネスを着用させると共に、シザーリフトを柵の代わりとして利用していたが、転落した従業員は当日屋根の端付近で作業する予定がなかったため、ハーネスを着用せず

## 2. 取締役の個人責任が問題となるケース

### (2) CASE 2-1 – 労働安全衛生法違反

#### 裁判所の判断

- 一審裁判所は、取締役が安全衛生法上の義務を遵守するために実務上合理的に可能な措置を採ること（本件では、屋根の端に沿って安全柵を設置すること）を怠ったとして、懲役1年の実刑判決
- 控訴審裁判所は、本件において検討すべき問題点は、安全柵の設置が実務上合理的に可能であったか否かではなく、安全柵を設置しなかったことに reasonable excuse があったか否かであるとして、審理のやり直しを命じて差し戻し

#### 学ぶべきこと

- 本件のように、ここ1～2年、労働安全衛生法違反（特に法定刑に懲役を含むカテゴリー1違反）を理由に訴追されるケースが著しく増加している点には要注意
- 従業員の安全衛生確保のためのポリシーと具体的措置の定期的な見直しを

## 2. 取締役の個人責任が問題となるケース (2) CASE 2-1 – 労働安全衛生法違反



QLD炭鉱では過去12か月の炭鉱事故死亡者数が97年以來最多（6人）となっていることにも要注意

### Miningのための特別な労働安全衛生法

- Coal Mining Safety & Health Act 1999 (QLD) – QLD州労働安全衛生法に代わって適用される
- Work Health & Safety (Mines & Petroleum Sites) Act 2013 (NSW) – NSW州労働安全衛生法に加えて適用される

### Industrial Manslaughter（労働安全衛生に関する業務上過失致死罪）

- QLD州労働安全衛生法では導入済みだが、上記特別法の関係で炭鉱での死亡事故に適用されないという問題点
- 炭鉱事故の多発を受けて、特別法の改正に向けた議論がなされている
  - 最長20年の懲役刑（個人）、\$10 millionの罰金（会社）の罰則となる可能性も

## 2. 取締役の個人責任が問題となるケース

### (2) CASE 2-2 – フェア・ワーク法違反

#### 事案の概要

- 個人2名が取締役として5つの会社を経営していたが、資金不足により、10か月間にわたりエンジニア等43名の従業員に対する\$1.9 million超の賃金未払いが発生。フェア・ワーク・オンブズマン（FWO）が上記5社と取締役2名を被告として民事訴訟を提起
- 取締役は、会社ではなく取締役の自己負担によって、あるいはATOから還付予定の資金等によって、すぐに従業員に対して賃金を支払えろと考えていた。また、取締役のうち1名は、従業員が賃金の支払を受けられるようにできる限りのことをしたと強調
- 一審では、支払不足の事実と会社の責任は認められたものの、取締役2名については会社による支払不足に「知りながら関与した（knowingly involved）」ものではないとして、個人責任は認められず。FWOが上訴

## 2. 取締役の個人責任が問題となるケース (2) CASE 2-2 – フェア・ワーク法違反

### 裁判所の判断

- 取締役2名について、会社と同様\$1.1 millionの未払賃金の支払債務があると判断
- 取締役が会社による賃金未払いについて認識していた以上、「知りながら関与した (knowingly involved)」といえる
- 取締役があらゆる合理的な措置を採ったことを明確に認めつつ、賃金未払いによるフェア・ワーク法違反の認定においては無関係とした

### 学ぶべきこと

- 法令違反があった場合、違反の理由や違反解消のための措置が考慮されず、違反の事実のみをもって個人責任を負う場合がある（違反の態様は制裁金との関連で考慮される余地はある）
- フェア・ワーク法違反への関与者責任 (accessory liability) が問われ得るのは取締役に限られず、その他の従業員も含むので注意

## 2. 取締役の個人責任が問題となるケース

### (2) CASE 2-2 – フェア・ワーク法違反

#### Accessory liability（関与者責任）

- フェア・ワーク法550条により、以下に該当する者は会社による違反に「知りながら関与した（knowingly involved）」とされる
  - ❑ 違反を幫助したり誘発したりした者
  - ❑ 違反を共謀した者
  - ❑ いかなる態様かを問わず、直接または間接に、違反に知りながら関与した者  
(典型的には、会社経営者、取締役、オフィサー、人事担当者)
- カジュアル従業員への賃金未払を行っていた会社の取締役について、Accessor liabilityの適用により、会社清算後に取締役個人へ未払賃金の支払いが命じられた事例もあり（会社を清算しても個人責任は免れられない）

## 2. 取締役の個人責任が問題となるケース

### (3) CASE 3-1 – 環境法違反

#### 事案の概要

- Dianne Mining社は、2008年、既に環境汚染が生じていた銅鉱（30年間休眠状態）を買取
- 銅鉱の貯水池から下流に向けて汚染水が漏洩し続け、1.8kmにわたり河川域の生態系を破壊するおそれが継続
- 2010年時点で環境科学省（DES）からEPO（Environmental Protection Order）が出されたが、2015年のヒアリング時点で未遵守
- 香港出身のmanaging directorである取締役は、オーストラリアのマイニングに関して経験がなかったにもかかわらず、銅鉱買取時に適切なDDを実施しなかった
- Dianne Mining社および上記取締役は、以下を含む12件の環境保護法（Environmental Protection Act 1994）違反について有罪答弁
  - ❑ 意図的に重大な環境被害を引き起こしたこと
  - ❑ 既に発布されたEPOに違反したこと



## 2. 取締役の個人責任が問題となるケース

### (3) CASE 3-1 – 環境法違反

#### 裁判所の判断

- Dianne Mining社に\$250,000、MDである取締役に\$50,000の罰金
- 両者に対して、環境保護団体への寄付金各\$40,000の支払命令
- さらに、Dianne Mining社にはリハビリテーション命令（本件がQLD州初の発行事例）

#### 学ぶべきこと

- プロジェクト実施時のDDによるリスク把握の重要性
- 監督官庁からの命令（本件ではEPO）は決して放置せず、即時に対応することが必要（そもそも正式な命令がなされる前に問題を解決できるようにまずは対処する）

## 2. 取締役の個人責任が問題となるケース

### (3) CASE 3-2 – 環境法違反

#### 事案の概要

- Linc Energy は2007年から2013年にわたり、QLD州で石炭地下ガス化（UCG）事業を運営
- 地下での石炭燃焼の管理に問題があったため、土壌、空気、水質の汚染を引き起こした – 汚染が深刻であったため、QLD州政府は2015年から2018年まで施設の周囲300平方kmにわたり採掘禁止地域の指定
- Lincは2016年に清算手続に移行
- DESは改正環境保護法のもとで導入された‘chain of responsibility’規定を用いて、Lincの‘related person’であるCEOに対してEPOを発布し、CEO個人に以下の負担を命じた
  - ❑ 汚染された土壌のリハビリテーションコスト
  - ❑ \$5.5Mの銀行保証

## 2. 取締役の個人責任が問題となるケース

### (3) CASE 3-2 – 環境法違反

#### 裁判所の判断

- Linc の刑事裁判で、裁判所は、同社が環境に配慮した操業よりも自社の利益を優先した旨を認定し、清算中であるにももかかわらず、今後の同種事案の抑止目的も踏まえて\$4.5Mの罰金
  - 操業に従事していた従業員から、2007年の時点で既に、危険性の指摘と操業停止を忠言するメールをCEO宛に送付していた旨の証言がなされている
- CEO含む取締役5名について環境法違反を理由とする刑事裁判が別途係属中

## 2. 取締役の個人責任が問題となるケース

### (3) CASE 3-2 – 環境法違反

#### 学ぶべきこと

- Chain of responsibility規定により、取締役個人に対してEPOが発布されるリスクがあることを認識
- 法令を遵守した事業運営が最終的に企業価値の毀損を防ぐ

#### Chain of responsibility

- 2016年4月27日より施行された改正環境保護法（Environmental Protection Act 1994 (QLD)）に規定
- EPOの発行対象を、EA保有者である会社のrelated personに拡張

- ❑ 親会社（会社法上のholding company）
- ❑ 土地所有者
- ❑ DESが会社と"relevant connection"を有するとみなす者
  - 会社の行為によって重大な経済的利益を得る者; or
  - 過去2年間にわたって会社に環境法上の義務を遵守させるために影響力を行使する立場にあった者

# TOPICS

1. 豪州会社法上の取締役の義務と責任
2. 取締役の個人責任が問題となるケース
3. 従業員による不祥事とマネジメントの責任
4. JV運営上の注意点
5. JV契約見直しのポイント

# 3. 従業員による不祥事とマネジメントの責任

## (1) 架空のCASE

### 事案の概要

- 豪州子会社の経理部門従業員が、数億円相当の会社資金を私的に流用（横領）
- 発覚後、当該従業員は即時解雇、刑事処分
- 当該従業員を監督するCFO、CEOは本件について関知していなかった
- 日本本社としては、CFO、CEOに対しても本件に対する責任追及をしたいと考えている

### 3. 従業員による不祥事とマネジメントの責任

#### (1) 架空のCASE — 妥当な処分

Q. 従業員不祥事に対する現地子会社マネジメントへの処分として妥当なものは？

①懲戒解雇

②降格

③減給

④戒告

⑤懲戒処分はできない  
(懲戒に該当しない嚴重注意)



# 3. 従業員による不祥事とマネジメントの責任

## (1) 架空のCASE — 妥当な処分

### 雇用契約の存在

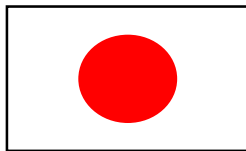
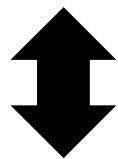
- 地位 (position)、職責 (job description)、報酬 (remuneration) が具体的かつ詳細に定められている

➡ 会社による一方的な変更 (降格、減給, etc.) はできないのが通常

### 豪州における懲戒処分

- 雇用契約上、著しい非違行為があった場合には会社に解雇権

➡ 降格や減給といった中間手段は定められないのが通常



- 全従業員について幅広い会社の懲戒権を就業規則に規定。
- 部下の不祥事 ≡ 上司の過失 (誰かが責任をとる) という運用



# 3. 従業員による不祥事とマネジメントの責任

## (2) 不祥事防止策とインセンティブ

1. グループ全体の企業理念・行動規範の浸透
2. リスク管理規程等の整備
3. コンプライアンスについてのスタッフトレーニング
4. 内部監査等による定期的なモニタリング
5. 内部通報（ホットライン）制度の構築
6. 人事・報酬制度を通じたインセンティブ付けは可能か？

### 人事・報酬制度についての参考例

- 海外大手食品メーカー: 年次インセンティブ（賞与）の決定に際して「食品の安全性」に関する指標としてリコールの有無を評価の一部に組み入れ
- 海外大手自動車メーカー: 年次インセンティブ（賞与）の決定に際して「品質評価」に関する指標として、業務過誤、保証費用額、顧客満足度を評価項目として列挙

（出典：経済産業省 グループガイドライン(2019.6.28) 115頁注105）

# TOPICS

1. 豪州会社法上の取締役の義務と責任
2. 取締役の個人責任が問題となるケース
3. 従業員による不祥事とマネジメントの責任
4. **JV運営上の注意点**
5. JV契約見直しのポイント

# 4. JV運営上の注意点

## (1) 架空のCASE

### 事案の概要

- 日系企業Aが豪州企業Bと法人型のJVを組成（日：豪 = 40：60）
- JVの目的は豪州での不動産開発・投資
- 各株主は持分比率に応じてJVに取締役を派遣
- JVが不動産仲介業者から投資対象候補の不動産の紹介を受けた
- 日系企業Aから派遣された取締役は、JV経由で投資するよりAが直接対象不動産に投資する方がAの利益になると考えている

## 4. JV運営上の注意点

### (1) 架空のCASE

Q. 取締役は不動産に関する情報を派遣元であるA社に対してAの利益のために伝達できるか？

以下の義務との関係は？

- 利益相反行為の回避（コモンロー、会社法）
- 取締役の地位や職務遂行の過程で入手した情報の不当利用の禁止（会社法）
- 競業避止義務・守秘義務（JV契約）



## 4. JV運営上の注意点

### (2) 法人型JVの取締役の義務

#### JVの取締役が義務を負う相手方

- JV自体であり、自身を派遣した株主ではない
  - \* JVは100%子会社ではないので、定款で親会社の利益への配慮を認めることもできない

#### JV契約上の手当て

- 取締役のfiduciary dutyの排除
  - 強行法規である会社法規定と矛盾
- Fiduciary dutyに違反した取締役の責任免除（責任追及は取締役個人ではなくJV株主間で）
  - 少なくとも債権者等の第三者や清算人に対抗できない
- JV株主がJV契約上負担する競業避止義務・守秘義務にも注意

# TOPICS

1. 豪州会社法上の取締役の義務と責任
2. 取締役の個人責任が問題となるケース
3. 従業員による不祥事とマネジメントの責任
4. JV運営上の注意点
5. **JV契約見直しのポイント**

# 5. JV契約見直しのポイント

## (1) 概要

### JV管理のための重要な契約上のポイント（本日扱うもの）

1. JV情報へのアクセス

JV管理の前提

2. JV参加者間のデッドロック/紛争解決

JV管理を巡る  
紛争の解決手段

3. JVからの出口戦略

出口を見据えたJV管理

### 上記の他に見直しておくべき規定

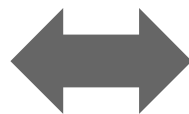
- JVに関する意思決定の仕組み（全会一致、特別決議（90%、75%、60%など）、普通決議）
- JV参加者の構成変更（支配権の変更を含む）時の仕組み

# 5. JV契約見直しのポイント

## (2) JV情報へのアクセス

- 特に、派遣取締役を通じた情報請求権のない**非法人型JV**では重要性大

JV参加者/親会社によるJVの適切なリスク管理のためにはJVの情報の把握が必要



JVの日常的業務に関する情報や事業の財務情報は、オペレーター/マネージャー/合弁会社/受託者が保有・管理



JVの情報アクセスの重要性



# 5. JV契約見直しのポイント

## (2) JV情報へのアクセス

### アクセス対象とすべき情報の種類

- 事業計画及び予算
- JVの財務情報
- JV事業の運営状況
- JV事業のコンプライアンス関連情報（例：環境管理プラン）
- 法令違反、事故・紛争などJV参加者の株価やレピュテーションに関わる事象に関する情報
- その他JV参加者が自らの法的義務を遵守するために必要な情報

# 5. JV契約見直しのポイント

## (2) JV情報へのアクセス

### 事案の概要

- 原告は、非法人型JVの25%を保有するJV参加者
- マネージャーは、75%を保有するJV参加者のグループ会社
- JV契約には、JV参加者によるマネージャー保有情報のアクセスに関する規定なし
- JV契約には、「JV資産」の定義中に「JVに関する情報」が明示的に含まれていない
- マネージャーがマイノリティーJV参加者に対してJVに関する出費の詳細情報を提供しなかったため、原告は情報提供を求めてマネージャーを提訴

# 5. JV契約見直しのポイント

## (2) JV情報へのアクセス

### 裁判所の判断

- 裁判所は原告の主張を退け、原告は全面敗訴

### 学ぶべきこと

- どの形態のJVの場合でも、まずJV参加者がJVに関する情報にアクセスする権利があることをJV契約に明記すること
- 非法人型JVの場合、JV契約中の「JV資産」の定義中にJVに関連する情報や記録を含むことを明記すること

# 5. JV契約見直しのポイント

## (3) JV参加者間のデッドロック/紛争解決

### 主なデッドロック解消手段

みなし承認

紛争解決  
プロセス

- 幹部による交渉
- 専門家による判断
- 調停・仲裁・訴訟

Sole risk条項

- 資源開発プロジェクト等において、一部のJV参加者のみがそのリスクでJV資産を利用して特定案件を実施する場合の規定

買取条項